



孤独・孤立^{対策}
官民連携プラットフォーム

孤独・孤立対策について

令和7年2月20日（木）

内閣府孤独・孤立対策推進室 参事官補佐 吉田 康祐



目 次

1. 孤独・孤立の背景、現状
2. 孤独・孤立対策の取組状況
3. 地域における孤独・孤立対策の基盤整備
NPO等の取組の後押し
4. おわりに





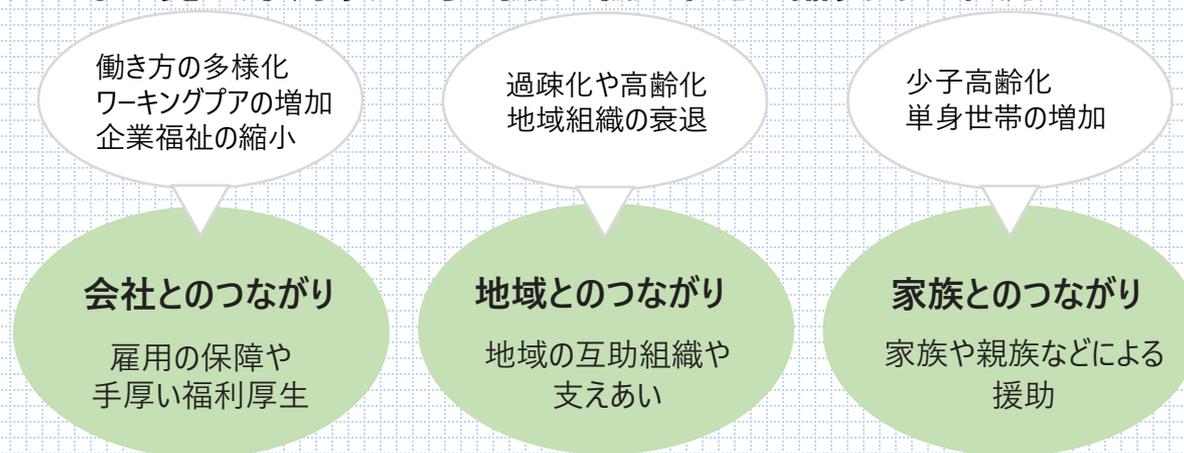
1. 孤独・孤立の背景、現状



孤独・孤立について（背景）

背景

- 社会構造の変化（単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など）により、**家族や地域、会社**などにおける人との「つながり」が薄くなり、**誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況**。



- 加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化。

直接・対面でのコミュニケーションの減少

生活困窮をはじめとした不安・悩みの表面化

自殺者数の11年ぶりの対前年比増※

DV相談件数増
児童虐待相談対応件数増
不登校児童生徒数増

※R1とR2を比較

- 今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される。このため、**社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施**するべく、令和3年2月に孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、これまで対策を推進。

孤独・孤立について（孤独・孤立の状態）

孤独・孤立の状態

「孤独」（一般的な捉え方）

主観的概念であり、ひとりぼっちと感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがある

「孤立」（一般的な捉え方）

客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す

- ➡ 孤独と孤立は密接に結びついているが、
- ・孤立しているが孤独は感じていない
 - ・孤立していないが孤独を感じている
- ということもありうる。

「望まない孤独」と「孤立」を抱える方々が政策の対象。

「一人であること」自体が問題ではなく、悩みや困りごとが生じた際に一人で抱え込んでしまうことで、複雑化・深刻化することが問題。

「孤独・孤立の状態」（孤独・孤立対策推進法における定義）

孤独又は孤立により心身に有害な影響を受けている状態

悩みや困りごとが複雑化・深刻化する例：子育て

【悩みや困りごと】

- ・一人で育児は大変
- ・仕事と家庭の両立が難しい
- ...など

風邪をひく

×

【孤独・孤立】

- ・頼れる人がいない
- ・子どもの面倒を見てくれる人がいない
- ...など

免疫力が低下している

➡

【複雑化・深刻化】

- ・母子の健康状態の悪化
- ・不安による気持ちの落ち込み
- ・ネグレクト（育児放棄）...など

風邪が悪化して重症化

各種支援制度・相談窓口等による支援

一人で抱え込むこと・悩みや困りごとの複雑化・深刻化を防ぐためには？
孤独・孤立の状態にならないためには？

➡ 日常にある「つながり」が必要

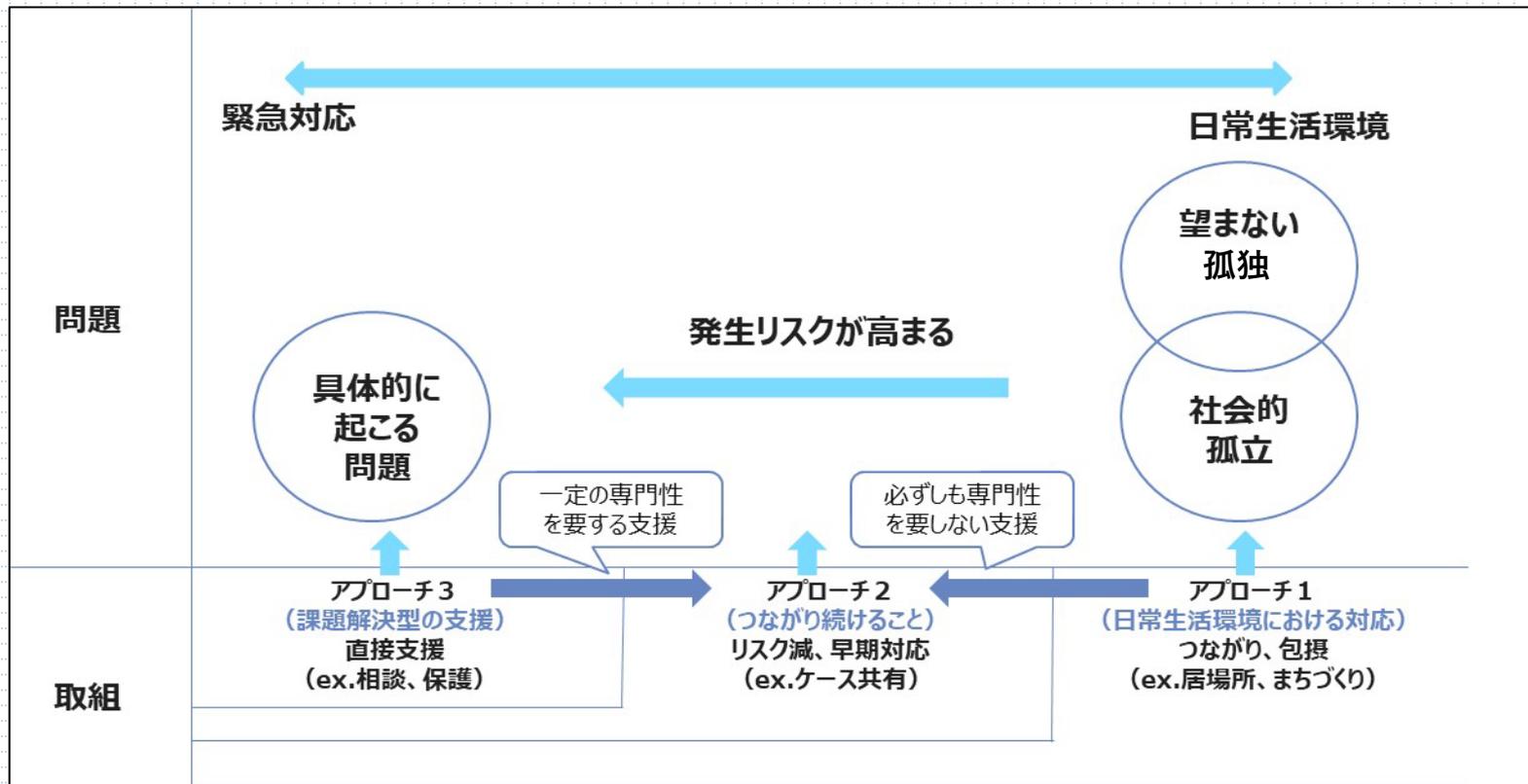
（例：雑談できる相手、一緒に趣味を楽しむことができる仲間、気の合う人、自分のことを応援してくれる人）

「予防」の観点

孤独・孤立について（「孤独・孤立」の問題とアプローチの全体像）

「孤独・孤立」の問題とアプローチの全体像

孤独・孤立対策においては、アプローチ3「具体的に生じた課題を解決するための緊急対応(相談支援体制等)」のみならず、アプローチ1「日常生活環境（地域社会のあらゆる生活環境）における対応」、さらにアプローチ2「つながり続けること」が、**予防や早期対応の観点**からも重要。



(図の出典) 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会2 中間整理 「孤独・孤立」問題とアプローチの一部を編集

(参考) 国内外における「孤独・孤立」「人と人とのつながり」に関する研究

孤独・社会的孤立／人と人とのつながりの希薄化が与える影響

◆ 健康上の様々なリスク

- ・ 社会的孤立は喫煙・肥満・運動不足よりも健康上のリスクが高い
(Holt-Lunstad J(2010)Social Relationships and Mortality Risk A Meta-analytic Review)
- ・ 社会的なつながりが弱いと1日15本の喫煙と同程度の健康への悪影響がある
(Jo Cox Commission on Loneliness「Combating loneliness one conversation at a time : A call to action」)
- ・ 他者との交流頻度が週1回未満だと認知症の発症リスクなどの健康リスクが上昇
(斉藤雅茂・近藤克則・尾島俊之ほか(2015)日本公衆衛生雑誌)

◆ 自殺念慮、自傷行為への大きな因子

- ・ 孤独・孤立や社会的支援の欠如が自殺念慮や自傷行為のリスクにつながるという調査結果
(Our Epidemic of Loneliness and Isolation (2023) Washington (DC): US Department of Health and Human Services)

◆ 日常生活における様々な経済的・社会的活動の意欲減退

- ・ 3～4割程度の若者が、孤独を感じているときは、孤独を感じていないときに比べて、「外出」「学業・仕事」「家事・育児」に対する意欲を減退させるという調査結果
(株)野村総合研究所「新型コロナウイルス流行に係る生活の変化と孤独に関する調査」(2022)
- ・ 職場における支援的で包摂的な人間関係は、仕事に関する満足感、エンゲージメント、能力の発揮に関連。キャリアアップ、収入等経済的安定性にも影響。(労働生産性の低下)
(Our Epidemic of Loneliness and Isolation (2023) Washington (DC): US Department of Health and Human Services)



Social isolation and loneliness have **serious health consequences.**

Their health risks are comparable to smoking daily, excessive drinking, and obesity.



“社会的孤立と孤独は深刻な健康被害をもたらす。その健康リスクは、日常的な喫煙、過度の飲酒、肥満に匹敵する。”

出典：Infographic (WHO Commission on Social Connection)

人と人とのつながりが地域社会にもたらす効果

◇ ポピュレーションヘルス

- ・ 感染症への予防行動など

◇ コミュニティ・セーフティ

- ・ 住民間の信頼感、暴力は許されないとする抑制効果など

◇ 経済的豊かさ

- ・ 雇用、経済的な機会及び情報の共有、失業からの回復など

◇ 災害への備えとレジリエンス

- ・ 訓練を受けた専門家より近くにいる隣人が最初に対応、知識と資源を隣人と共有など

◇ 市民参画

- ・ 「公共の関心ごとに対処するための行動」レベルの向上、政策やプログラムへの住民意思の反映による市民参画の継続と拡大

出典：“Our Epidemic of Loneliness and Isolation—The U.S. Surgeon General’s Advisory on the Healing Effects of Social Connection and Community”(2023)

約4～5割の人が孤独を感じている

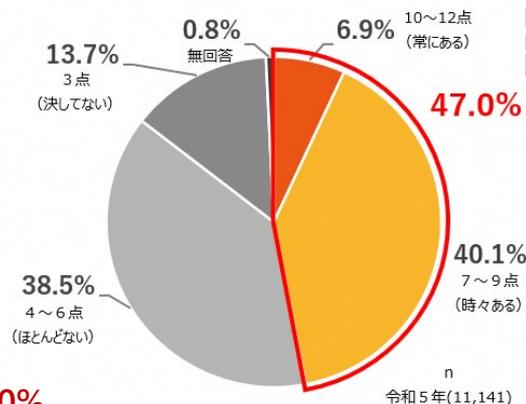
↓ 調査結果の詳細は ↓



問1～3

- ①あなたは、自分には人とのつきあいが無いと感じることがありますか。
- ②あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。
- ③あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。

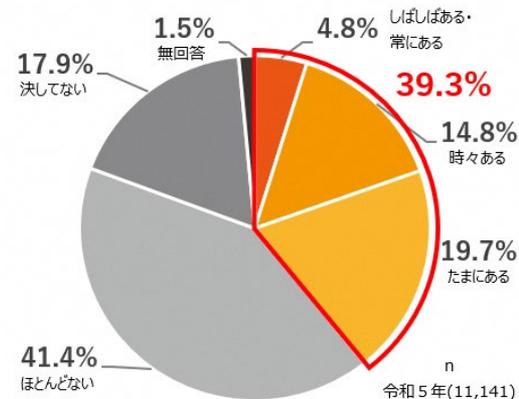
- | | |
|-----------|---------|
| 1. 決してない | 3. 時々ある |
| 2. ほとんどない | 4. 常にある |



・孤独感が「10～12点（常にある）」「7～9点（時々ある）」の人が**47.0%**

あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

- | | |
|-----------|----------------|
| 1. 決してない | 4. 時々ある |
| 2. ほとんどない | 5. しばしばある・常にある |
| 3. たまにある | |

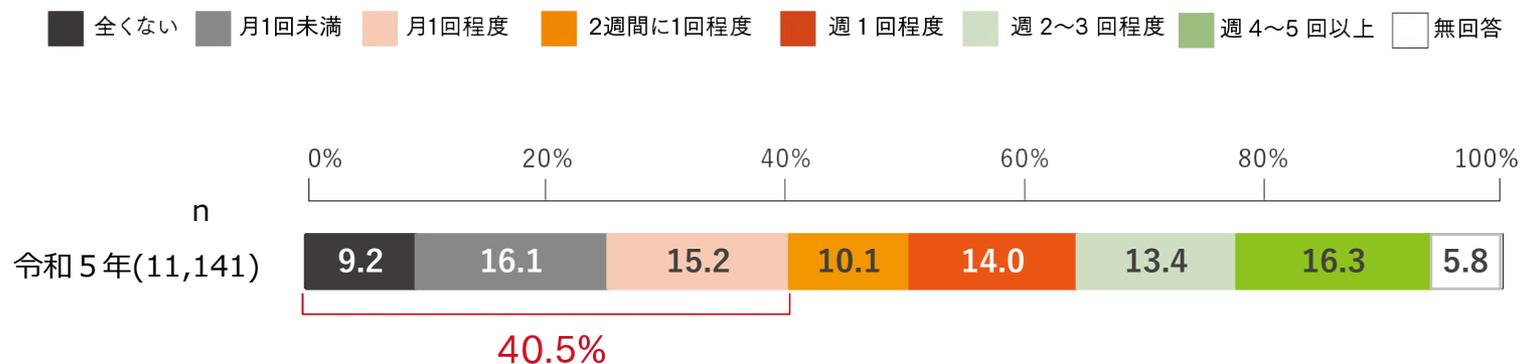


・孤独感が「しばしばある・常にある」「時々ある」「たまにある」人が**39.3%**

※問1～3は「UCLA孤独感尺度」の日本語版3項目短縮版に基づく質問であり、3つの設問への回答点数化し、その合計スコア（本調査では最低点3点～最高点12点）が高いほど孤独感が高いと評価している。「孤独」という言葉を使用せずに孤独感を把握することから、この調査では「間接質問」と呼称する。これに対し、孤独感を直接的に把握している質問を「直接質問」と呼称する。

同居していない家族や友人との会話は、 「全くない」が約1割、「月に1回程度以下」が約4割

問4 同居していない家族や友人たちと直接会って話す頻度は？



- ・「直接会って話すことが全くない」人が**約1割**
- ・「月に1回程度以下（※）」の人が**約4割**

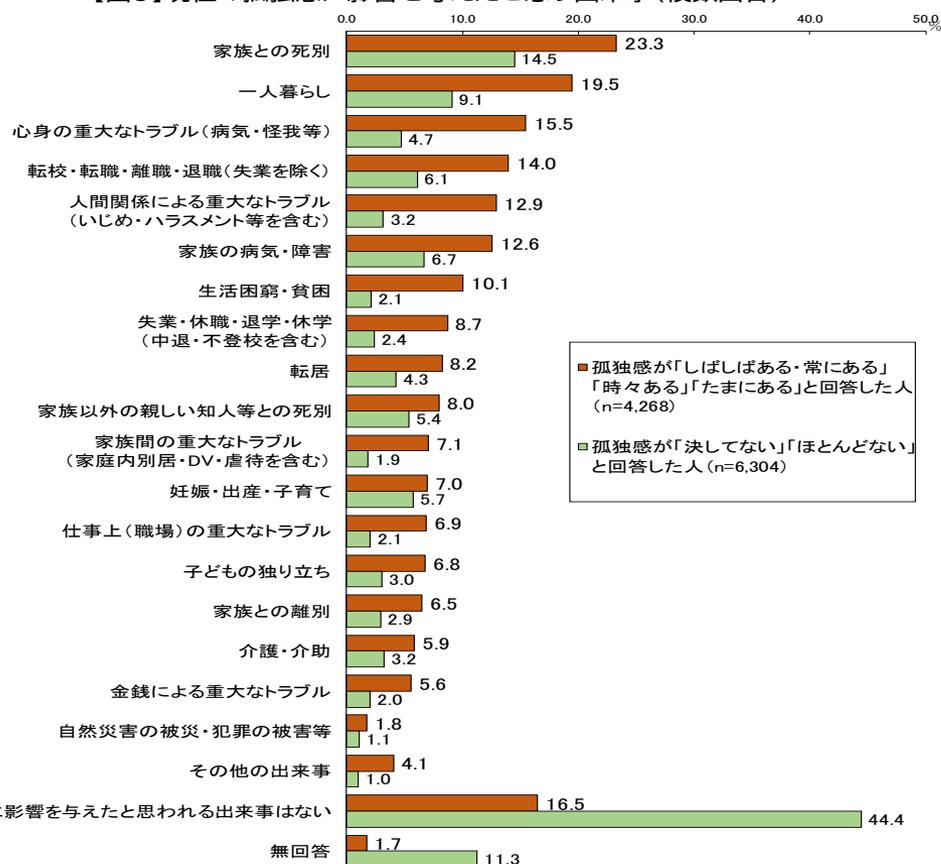
※「全くない・月1回未満・月1回程度」と回答した人を「月に1回程度以下の人」としています

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和5年）より③

～現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事～

- 現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事をみると、孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」又は「たまにある」と回答した人（孤独感が比較的高い人）では、「家族との死別」を回答した割合が23.3%と最も高く、次いで、「一人暮らし」（19.5%）、「心身の重大なトラブル（病気・怪我等）」（15.5%）などとなっている（図5）。
- 孤独感が比較的高い人と孤独感が「決してない」又は「ほとんどない」と回答した人とで、現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事の回答割合の差をみると、「心身の重大なトラブル（病気・怪我等）」が最も大きく、次いで、「一人暮らし」、「人間関係による重大なトラブル（いじめ・ハラスメント等を含む）」などとなっている（図6）。

【図5】現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事（複数回答）



【図6】現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事に関する回答割合の差（上位10項目）

順位	出来事	回答割合の差(ポイント)
1	心身の重大なトラブル(病気・怪我等)	10.8
2	一人暮らし	10.4
3	人間関係による重大なトラブル(いじめ・ハラスメント等を含む)	9.7
4	家族との死別	8.8
5	生活困窮・貧困	8.0
6	転校・転職・離職・退職(失業を除く)	7.9
7	失業・休職・退学・休学(中退・不登校を含む)	6.3
8	家族の病気・障害	5.9
9	家族間の重大なトラブル(家庭内別居・DV・虐待を含む)	5.2
10	仕事上(職場)の重大なトラブル	4.8

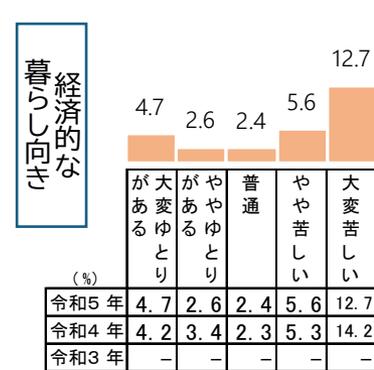
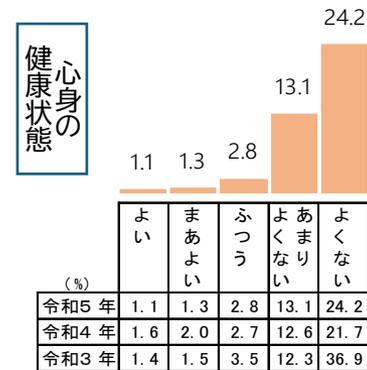
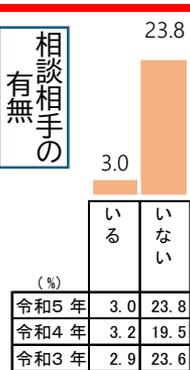
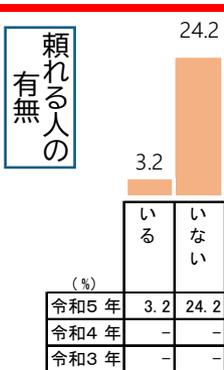
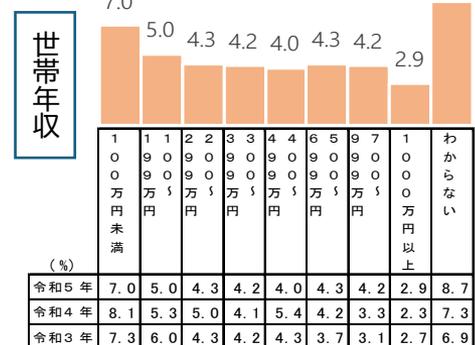
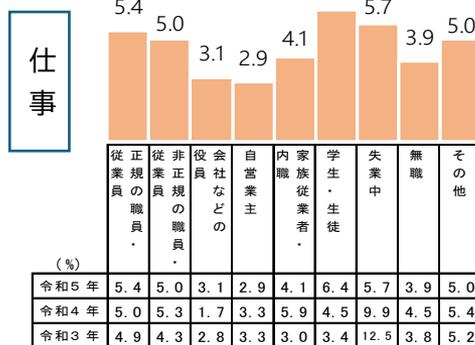
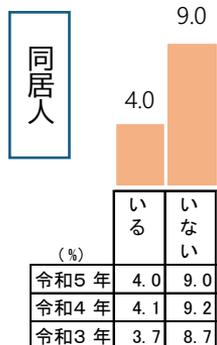
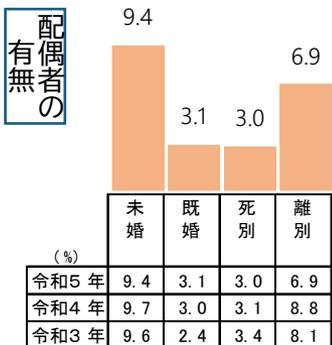
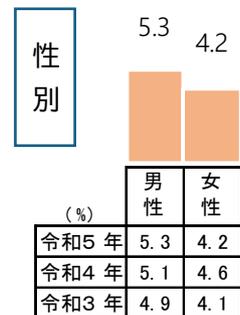
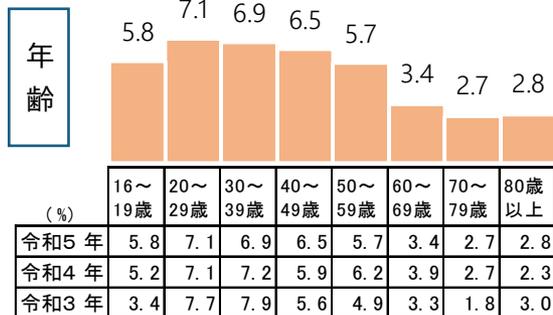
※上記は、現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事に関し、孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」又は「たまにある」と回答した人の回答割合から、孤独感が「決してない」又は「ほとんどない」と回答した人の回答割合を差し引いた結果

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和5年）より④

【参考】孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合に関する主な属性別結果

あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

	令和5年	令和4年	令和3年
しばしばある・常にある	4.8%	4.9%	4.5%
時々ある	14.8%	15.8%	14.5%
たまにある	19.7%	19.6%	17.4%
ほとんどない	41.4%	40.6%	38.9%
決していない	17.9%	18.4%	23.7%
無回答	1.5%	0.6%	0.9%



※令和5年からの質問項目

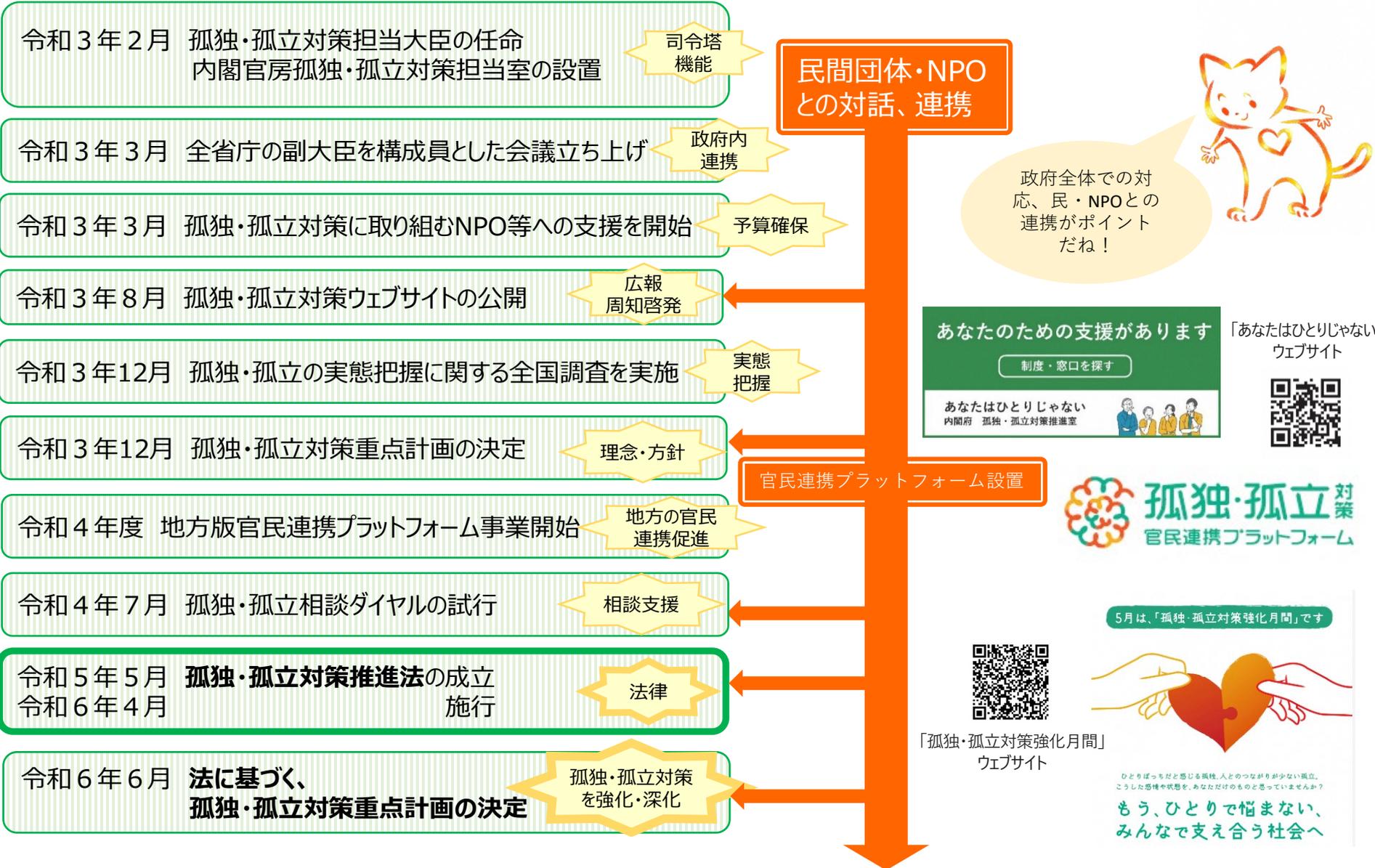
※令和4年からの質問項目



2. 孤独・孤立対策の取組状況



政府のこれまでの主な対応



孤独・孤立対策推進法の概要

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進（全国版・地方版官民連携プラットフォームの設置等）
- ・当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

5. その他

- ・法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況等を踏まえ、孤独・孤立対策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

施行期日

令和6年4月1日

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（R6.6.11決定）のポイント

重点計画の意義

- 本年4月1日に施行された孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）に基づき、孤独・孤立対策推進本部において決定。
- 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針、孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定め、重点計画に定める施策については、原則として、具体的な目標及びその達成の期間を定めることとされている（推進法第8条）。

現状認識等

- ◆ コロナ禍後も、今後我が国では単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれ、問題の深刻化が懸念。社会問題の背景に孤独・孤立問題の存在が指摘される。
- ◆ 関係府省庁、地方公共団体及びNPO等が有機的に連携し、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れることを徹底。
- ◆ 推進法に基づき、総理・担当大臣のリーダーシップの下、推進本部を中心に総合的な取組を強化・深化していく。

基本理念（推進法第2条）

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応、(2) 当事者等の立場に立った施策の推進
(3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

孤独・孤立対策の基本方針

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

①孤独・孤立の実態把握 ②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築・タイムリーな情報発信 ③声を上げやすい・かけやすい環境整備

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
②人材育成等の支援

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保 ②アウトリーチ型支援体制の構築 ③施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進
④地域における包括的支援体制等の推進

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①NPO等の活動の支援 ②NPO等との対話の推進 ③連携の基盤となるプラットフォームの形成 ④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

★ 特に重点を置いて取り組むべき事項

① 地方公共団体及びNPO等への支援

- ・ 連携の基盤となる地方版官民連携プラットフォームや孤独・孤立対策地域協議会の立ち上げ段階の伴走支援、設置の促進。
- ・ 交付金を活用した支援に加え、活動事例の周知・横展開により地域の実情に応じた対策が実施されるよう支援。

② 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化

- ・ 悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する、孤独・孤立状態の予防の観点が重要。
- ・ 「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい・声をかけやすい社会」の実現に向けた普及・啓発活動の実施。
- ・ 身の回りの人に関心を持ち、できる範囲で困っている人をサポートする一般市民「つながりサポーター」の養成。

③ 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

孤独・孤立対策重点計画（各府省庁の具体的施策）

- 年齢・属性に関わらずあらゆる人が対象となる孤独・孤立の問題については、**社会のあらゆる分野に孤独・孤立の視点を入れて対応することが必要**。関係施策についても福祉部局分野にとどまらず多岐にわたる。（以下は重点計画の具体的施策より一部抜粋）

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

- HPやSNS等を活用した孤独・孤立対策に関する効果的な情報発信【内閣府】
- 「つながりサポーター」の養成に向けた取組【内閣府】
- 在留外国人に対する情報提供等【法務省】
- 困難を抱える在外邦人に対するきめ細やかな支援の充実【外務省】
- 民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等【法務省】
- 児童生徒の自殺予防【文部科学省】
- 個別労働紛争対策の推進【厚生労働省】

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- 不登校児童生徒への支援の推進【文部科学省】
- 行政相談における孤独・孤立対策の充実・強化【総務省】
- 自殺対策の取組の強化【厚生労働省】
- 犯罪被害者等支援の推進【警察庁】
- 職場等での心の健康保持増進を目指した介入のエビデンス構築【経済産業省】
- 在外邦人の孤独・孤立にかかるチャット相談体制の強化支援【外務省】
- 学校薬剤師・地区薬剤師会を活用したOTC乱用防止対策事業【厚生労働省】



(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- こどもの居場所づくりに取り組む地方公共団体の支援【子ども家庭庁】
- フードバンク活動の推進【農林水産省】
- 住宅確保要配慮者に対する居住支援活動等に対する支援【国土交通省】
- 非行少年を生まない社会づくり【警察庁】
- 刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保【法務省】
- 災害公営住宅等におけるコミュニティの形成支援【復興庁】
- 消費者等の見守り活動等の充実【消費者庁】
- 地域における効果的な熱中症予防対策の推進【環境省】

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動を支援、官・民・NPO等の連携を強化

- 生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体支援【厚生労働省】
- 困難や不安を抱える女性へ寄り添った相談支援等に取り組む地方公共団体の支援【内閣府】
- 就職氷河期世代への支援【内閣官房等】
- 地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進【内閣府】

令和6年度 孤独・孤立対策強化月間における取組概要

- 「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい、声をかけやすい社会」に向けた取組として、毎年5月を「孤独・孤立対策強化月間」とし、集中的な広報・啓発活動を実施。(孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会の検討成果)
- 初の本格実施となる本年は、社会全体で孤独・孤立対策に関する理解浸透や機運醸成を図るため、全ての国民を対象とした広報・イベントを展開する。



広報

広報ポスター・ロゴ



◀ 幅広い年代や性別に親しみやすいデザインで、孤独・孤立対策が目指す社会像について周知・啓発
全国の自治体、PF※会員団体、各交通事業者での掲示やSNSでの発信にて展開

▶ PF※会員へ月間ロゴマークの活用を呼びかけ



※PF：孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

月間特設Webページ

◀ 孤独・孤立の問題の啓発、支援・相談窓口を探せるチャットボットの紹介、月間中に全国各地で行われる取組の紹介等を行う月間特設Webページを開設

SNS広告、検索連動広告

Facebook、Instagram、X、YouTube、等において、広告を配信

Google、Yahoo!で関連ワードを検索した方に月間ページへの誘導バナーを表示



相談窓口・イベント

孤独・孤立相談ダイヤル#9999

▶ 統一的な相談窓口体制の推進に向けた試行事業である孤独・孤立相談ダイヤルを5月2日～7日で開設



メタバース空間におけるイベント

2Dのメタバース空間を活用し、孤独・孤立対策の周知啓発などを目的とした各種イベントを実施

「孤独・孤立相談ダイヤル」の開設期間中は、メタバース上でも悩みを抱える当事者の相談を受け付ける



▽ 期間中には「つながりサポーター養成講座」や「NPO向けファンドレイジング講座」等のセミナーも開催する



【メタバース開設期間】令和6年5月1日(水)～5月30日(木) 午前10時～午後6時
※5月2日(木)～6日(月)は相談窓口の受付時間に合わせて開設時間を午後10時まで延長

令和6年度 孤独・孤立対策強化月間での取組実施団体例

○ 強化月間中には、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの会員団体をはじめ、様々な団体が取組を実施

イオンリテール株式会社

- ① 家族や親しい人への介護やサポートをする、ケアラーのためのプラットフォームMySCUE（マイスキュー）での提供するコンテンツに、孤独・孤立対策に関する記事紹介などの掲載を実施。
- ② 横浜市保土ヶ谷区のイオンスタイル天王町のイベントにおいて「孤独・孤立対策強化月間」に関するブースを設営し情報を発信。

公益社団法人日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）

各Jリーグのクラブにおけるポスター、サインージでの掲示を通じた周知活動などを実施。

全国民生委員児童委員連合会、全国老人クラブ連合会、全国社会福祉協議会（地域福祉推進委員会）

令和6年5月孤独・孤立対策強化月間 民生委員・児童委員、老人クラブ、社会福祉協議会による全国キャンペーンを実施し、各地での広報・啓発や見守り訪問活動、サロンの開催などの支援活動等の取組みを実施。

群馬県

令和6年5月の孤独・孤立対策強化月間にあわせて孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを設置し、設立記念シンポジウムを開催。

一般社団法人日本産業カウンセラー協会

企業等の協会会員を対象とした「つながりサポーター」養成講座の試行実施。講座終了後、「職場の孤独」をテーマに、参加者による意見交換の場を設ける。各支部でのポスター等を活用した周知活動などを実施。

一般財団法人100万人のクラシックライブ

生の演奏がもたらす感動の共有を通じて「人と人がつながる」場づくりを目指し、クラシックライブコンサートを全国で実施。また「孤独・孤立対策強化月間」にあわせた特別Web番組を配信。

公益社団法人日本社会福祉士会

「孤独・孤立に向き合うソーシャルワーク」をテーマとして「2024年度生活困窮者支援ソーシャルワーク全国研究集会」を開催。

その他、各地鉄道駅や空港、NPO等団体、自治体などで広報活動やさまざまな取組が実施されています。



つながりサポーター

- 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会1の議論において、「『認知症サポーター養成事業』を参考に、孤独・孤立の理解者を増やす活動として同養成講座のような仕組みを設ける」こととされたことを受け、「つながりサポーター」養成に関するカリキュラム等を検討

検討の方向性 ※サポーターの役割等についてはプラットフォームで今後検討予定

- ・ 一般市民を対象。
- ・ 孤独・孤立の問題についての知識を身につけ、身の回りの人に関心を持ち、できる範囲で困っている人をサポートする人（つながりサポーター）を養成するためのカリキュラムやテキストを開発。
- ・ 「誰もが困ったときに気軽に声をあげられる・かけられる社会」の実現を目指す。

検討経過・今後の予定

<令和5年度>

- ・ 自治体、相談業務を担うNPO、有識者等を構成員とする検討会で試行実施用テキスト案、カリキュラム等を検討
- ・ 全国5か所で試行実施、検討会においてテキストやカリキュラムの改善を検討

<令和6年度>

- ・ 全国20カ所程度での養成講座実施
- ・ こども向けテキスト、受講証明グッズの検討 等



<令和7年度以降>

- ・ 講座実施の拡大に向け、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおける検討を行いながら、継続的な取組を実施

「つながりサポーター養成講座」とは？

孤独・孤立に関する知識を学び、
みんなで孤独・孤立について考える場が「つながりサポーター養成講座」です。
ここにいる皆さん同士のつながりも大切にしながら、
「誰もが困ったときに気軽に声を上げられる・かけられる社会」の実現に向けて、
一緒に踏み出していきましょう。





3. 地域における孤独・孤立対策の基盤整備 NPO等の取組の後押し



地方公共団体における孤独・孤立対策の推進

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築（第11条）

孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、自治体・団体それぞれ単独での対応は困難

➡地域の関係者（分野を超えた官民の主体）が顔の見える関係/ネットワークを構築し、連携・協働を推進

ここがポイント！

参画する関係機関等が対等に相互につながり、
お互いに学び合いそれぞれのエンパワーメントを目指す
「水平的連携」

官：部局横断的な庁内連携
民：福祉分野・支援者団体にとどまらない多様な主体の参画
（例 文化/芸術/スポーツの市民活動団体も主体となる）

（協議の促進等）

第11条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（取組例）

- ・孤独・孤立の実態把握や取組方針の策定、
- ・関係者間の活動についての情報共有、相互啓発活動、
- ・関係者で連携した当事者等への支援や社会資源の開発、
- ・住民への情報発信、普及啓発活動、
- ・人材確保・育成のための研修

プラットフォームづくり
の方からはじめようね！



地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム
推進事業（モデル事業）はこちらから



具体の支援内容に関する協議を行う場として

孤独・孤立対策地域協議会の設置（第15条）

孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、個別支援も多様なアプローチや手法による対応が必要

➡個々の当事者等への具体の支援内容について、構成機関等の中で協議する場を設置

ここがポイント！

プラットフォームとは目的・
取組内容が異なる。

プラットフォームの関係機関等
より限定的な主体が構成機関等
となり、個人情報も取り扱う。

（孤独・孤立対策地域協議会）

第15条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援（以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。）に関係する機関及び団体、支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。）により構成される孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 （略）

地方公共団体における孤独・孤立対策の推進体制（イメージ図）

- 地方公共団体における孤独・孤立対策の推進に当たっては、孤独・孤立対策推進法に基づき、協議の促進の場としての地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築するよう努めるとともに、当事者等への具体の支援内容について協議する孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めることとされている。
- その際、地方公共団体の内部においても、部局を横断する庁内連携体制の構築が必要。

① 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

- ・関係者間で顔の見える関係を構築し、対等に相互につながる「水平的」な連携・協働を促進する。
- ・孤独・孤立の実態把握、取組方針の策定、情報共有、相互啓発活動、当事者等への支援（具体の支援内容の協議は孤独・孤立対策地域協議会で実施）、社会資源の開発、住民への情報発信、普及啓発活動、人材確保・育成のための研修等に取り組む。



地方公共団体 (行政機関の各部署)

首長

- ・企画部門
- ・総務部門
- ・経済振興関係
- ・子ども関係
- ・教育関係
- ・福祉全般関係
- ・環境関係
- ・まちづくり関係
- ・土木関係
- ・防災関係 等

部局を横断する
庁内連携体制の構築

- ・地方公共団体が設置する各種機関（保健所・保健センター、学校 等）

当事者等支援を行う 民間団体

- ・保健・医療・福祉等の専門機関
- ・社会福祉法人
- ・社会福祉協議会
- ・NPO 等

地域住民、地域団体

- ・町内会
- ・民生委員・児童委員
- ・保護司
- ・ボランティア 等

民間企業

- ・地域の企業
- ・商店街
- ・商工会 等

その他関係団体

- ・様々な分野の市民活動団体（スポーツクラブ、文化芸術サークル、環境保全NPO 等）
- ・生協、農協、漁協、労働者協同組合 等

② 孤独・孤立対策地域協議会

当事者等支援を行う関係者で構成し、情報の交換を行うとともに、当事者等への具体の支援内容について協議する。



※事務に従事する者・従事していた者に秘密保持義務（罰則付き）あり

※地域の実情に応じて組み立て

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築

- 住民に身近な地方公共団体において、官民連携の基盤となるプラットフォームの設置により、多様な主体が相互に連携・協働を図りながら、孤独・孤立対策を推進することが重要
- 行政区域を超えてプラットフォームが設置されている事例、広域的な活動を行う中間支援組織等の活動事例（基礎自治体との連携事例を含む。）などを周知・横展開することで、地域の実情に応じた孤独・孤立対策が実施されるよう支援

令和4年度実績：29団体（都道府県10団体、市区町村19団体）

5年度実績：15団体（都道府県2団体、市区町村13団体）

6年度実績：32団体（都道府県18団体、市区町村14団体）

※6年度都道府県向けは、孤独・孤立対策推進交付金

推進体制

- 地方公共団体は、プラットフォームの構築による孤独・孤立対策の取組の基盤を整備することを通じて、地域内での多様な主体の連携を推進
- 国は、地方公共団体への伴走支援、多様な主体が参画する事例の周知等、プラットフォーム設置の促進に向けた支援を実施

関連事業

- 取組方針の作成
- 実態把握や地域資源の調査
- 関係者間の情報共有や相互啓発活動
- 住民への情報発信や普及啓発活動
- 人材確保・育成のための研修
- 地域協議会の設置
- 居場所の設置など当事者等への支援 等

地域の実情に応じた孤独・孤立対策の取組の展開

地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進

都道府県	自治体名	実施年度		
		R4	R5	R6
北海道	北海道	●	●	●
	釧路市	●		
	登別市	●	●	
青森県	青森県	●		●
宮城県	仙台市		●	
山形県	山形県			●
	山形市	●		
	鶴岡市	●		
福島県	福島県			●
群馬県	群馬県			●
埼玉県	埼玉県	●		●
千葉県	市原市	●		●
東京都	江東区		●	
	品川区		●	
	中野区			●
神奈川県	神奈川県			●
	鎌倉市	●		
	座間市		●	●
富山県	富山県		●	●
山梨県	山梨県			●
長野県	長野県			●
	須坂市	●		
	飯山市		●	
岐阜県	岐阜県	●		●
愛知県	春日井市		●	●
	岡崎市			●
	豊田市			●
三重県	伊勢市	●		
	名張市	●		
滋賀県	滋賀県	●		●
京都府	京都市	●		●

都道府県	自治体名	実施年度		
		R4	R5	R6
兵庫県	兵庫県			●
	播磨町			●
大阪府	大阪府	●		
	枚方市	●		
奈良県	生駒市		●	
鳥取県	鳥取県	●		●
	鳥取市	●	●	●
岡山県	笠岡市	●		
広島県	三原市	●		
	尾道市	●		
	府中市	●		
	福山市		●	●
	呉市			●
徳島県	徳島県	●		●
香川県	香川県			●
愛媛県	愛媛県	●		●
	宇和島市	●		●
福岡県	北九州市	●	●	
	福岡市		●	●
熊本県	熊本県			●
	熊本市	●		●
	宇城市		●	
大分県	津久見市	●		

計	54	29	15	32
---	----	----	----	----

【過去の実施状況】



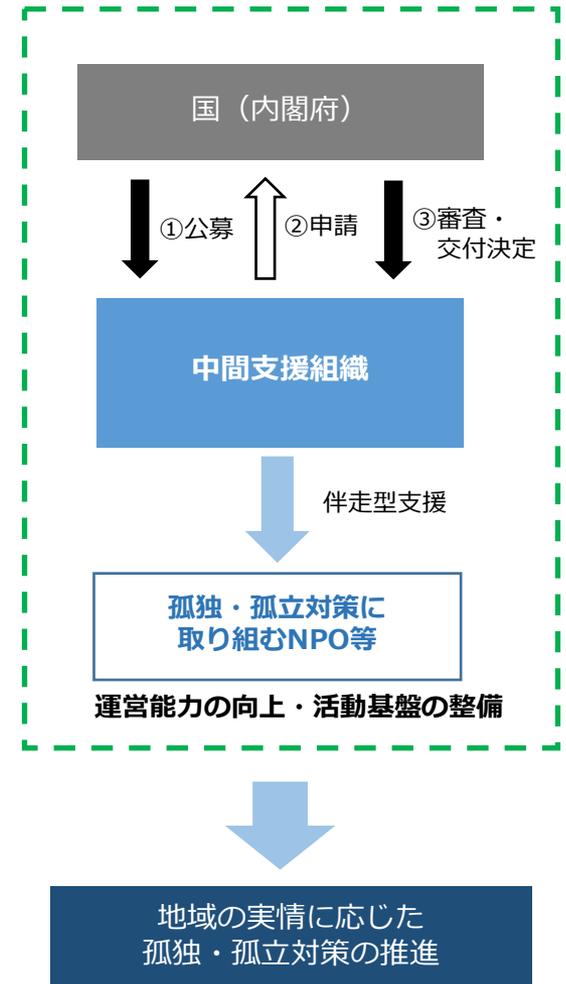
令和6年度 孤独・孤立対策推進交付金（孤独・孤立対策担い手育成支援事業） 交付団体＜中間支援組織＞

概要

- 孤独・孤立対策推進法に基づく「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」（令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定）に基づき、地域の実情に応じた孤独・孤立対策を推進。
- 孤独・孤立の問題の予防の観点から、日常の様々な分野における緩やかなつながりづくりに取り組むNPO等への伴走型支援を行う中間支援組織を支援することで、個々のNPO等の経営力や事業力を高め、孤独・孤立対策の気運醸成と安定的・継続的な推進体制を構築。

交付団体

- 孤独・孤立対策に取り組むNPO等に対して運営能力の向上や活動基盤の整備を行う中間支援組織
9団体
(注) 原則、一つの都道府県を超えた区域の事業が対象



令和6年度 地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査 採択事業<NPO等>

概要

- 孤独・孤立対策推進法に基づく「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」（令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定）に基づき、地域の実情に応じた孤独・孤立対策を推進。
- NPO法人や社会福祉法人等非営利団体が行う事業を対象として、日常生活環境での緩やかなつながりや居場所づくりに関する先駆的な取組に係る支援を行い、その取組プロセスや成果を取りまとめ、全国展開。取組に当たっては、委託先である（株）NTTデータ経営研究所が伴走支援を実施。

採択事業

77事業（下記は一例）

被災地の孤独・孤立対策

中高年の広域避難者を対象とした社会的処方モデルづくり

特定非営利活動法人 クロスフィールズ（石川県）

能登半島地震の広域避難者を対象に、地域の居場所等と連携した社会的処方のモデルづくり。対象者同士が集い交流する機会を提供し、コミュニティ形成や地域参加につなげる取組。

孤独・孤立対策の新たな取組

見守り・居場所等孤独孤立防止の活動における情報受発信

特定非営利活動法人 じゃんけんぼん（群馬県）

居場所づくりや見守りの活動にあわせ、生活にラジオが浸透している車社会において、ラジオから流れるメッセージが必要な人に届き、孤独・孤立防止に直接つながるのかを検証するパイロット的取組。

中高年の居場所づくり

“メンズ・シェッド”によるシニア男性の孤独・孤立の予防

札幌メンズ・シェッド ポッケコタン（北海道）

地域との繋がりが希薄だった中高年男性が活躍するプラットフォームを構築。孤独・孤立防止につなげると同時に、高齢者の地域包括ケアシステムにも成果を還元できるプロジェクトとして発展。

支援人材の育成

休職者・離職者のための居場所運営と、つながりをつくる支援人材育成

一般社団法人 NIMO ALCAMO（大阪府・京都府）
※R5採択団体

外出機会が減った休職者・離職者に対し、「誰かの役に立てていると感じる」機会を提供。また、支援ノウハウをまとめ、つながりをつくる支援人材の育成を実施。

社会参加に向けた準備支援

社会・地域・人とつながるための社会参加の準備支援

NPO法人 滋賀県社会就労事業振興センター（滋賀県）

空き家を活用して、就労に向けた軽作業の提供や社会・地域・人とのつながりが希薄な利用者のニーズにあった居場所づくり、つながりづくりなど、社会参加に向けた準備支援を実施。

官民連携

第二期・食で結ぶ「孤独・孤立対策プラットフォーム」の構築

一般社団法人 フードバンク八王子（東京都）
※R5採択団体

八王子独自の孤独・孤立対策プラットフォームとして、孤立者を支援するための官民が連携した会議体を構成。孤立者と繋がり続ける「フード・カフェ」開催のほか、大学と連携した学生支援等。



5. おわりに



➤ 社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を

- ・孤独・孤立の問題は、誰にでも、人生のどのタイミングにも起こりうる。（年齢・属性にかかわらずあらゆる人が対象。）
- ・福祉分野にとどまらず、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れて対応することが必要。関係者はどの個別分野よりも広い。

➤ 孤独・孤立対策は「予防」が重要であり特徴

- ・ゆるやかな人とのつながり、居場所づくりをあらゆる分野で進めていく。あわせて、声をあげやすい環境づくりも重要（スティグマ対策）。

➤ 官民の水平型の連携・協働の促進、民の主体の多元化

- ・様々な分野・関係者との連携・協働、関係者のエンパワーメントが重要。

孤独・孤立対策の取組（イメージ）

人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果をもつ分野横断的な連携の促進

- 人生のあらゆる段階で何人にも生じ得る孤独・孤立の問題への対策を進めるに当たっては、関係府省庁が展開している人と人とのつながりを生むための各種施策間の連携の下で行うことが前提となる。
- 孤独・孤立対策が各地域で分野をまたぐ施策間連携の推進役・結節点にもなり得ることや、孤独・孤立対策を通じて各種施策の相乗効果をもつことを認識しながら、地域における人と人とのつながりを作る施策が当事者等へ円滑に届けられる環境を整備する。

つながりへの架け橋（例）

保健、医療、福祉、教育
その他の専門家

- ・かかりつけ医・リンクワーカー【医療】
- ・地域包括支援センター／生活支援コーディネーター【介護】
- ・地域共生担当【福祉】
- ・スクールソーシャルワーカー【教育】
- ・保護観察所【更生保護】



市民や民間事業者など

- ・民生委員・児童委員【福祉】
- ・保護司【更生保護】
- ・行政相談委員【相談受付】
- ・つながりサポーター【孤独・孤立対策】



分野横断的な広報・相談窓口
による周知

- ・消費者被害防止
- ・行政相談



相乗効果
孤独・孤立の軽減予防
各種施策の利用促進
地域活動の活性化

人と人とのつながりの創出（例）

公園を活用したつながりの場
【環境】



地域のボランティアサークル、スポーツ・文化芸術・趣味サークル等【まちづくり、福祉】



博物館・公民館・図書館等を活用した地域のつながり【文化】



こども食堂など多様なこどもの居場所、多世代交流の場【こども・食育】



居住支援法人等や消費生活協力員・協力団体・地域による見守り【住宅・消費者保護・環境】

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを活用し、各種施策の情報を共有
人と人とのつながりを生むための**分野横断的な連携を促進**

ご清聴ありがとうございました。

